

緊急アピール（案）

能登地震及び豪雨災害多重被災者への人間らしい暮らしの保障を求める

令和6（2024）年10月〇日

呼びかけ人（50音順）

阿部重憲（新建築家技術者集団宮城支部）
糸長浩司（元日本大学教授／NPO エコロジーアーキスケープ理事長）
遠州尋美（みやぎ震災復興研究センター事務局長）（本アピール事務局・問い合わせ先）
岡田知弘（京都大学名誉教授）
小川静治（東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター事務局長）
窪田亜矢（東北大学大学院教授）
塩崎賢明（神戸大学名誉教授・みやぎ震災復興研究センター顧問／兵庫県震災復興研究センター共同代表）
鈴木 浩（福島大学名誉教授／元福島県復興ビジョン検討委員会座長）
田中純一（北陸学院大学教授）
田中正人（追手門学院大学教授）
高林秀明（熊本学園大学教授）
千代崎一夫（全国災対連世話人／住まいとまちづくりコープ代表）
出口俊一（兵庫県震災復興研究センター事務局長）
寺西俊一（一橋大学名誉教授）
長谷川公一（尚絅学院大学特任教授・みやぎ震災復興研究センター副代表）
増田 聡（帝京大学教授／東北大学大学院教授）
丸谷博男（新建築家技術者集団能登半島地震復興支援本部長）
村井雅清（被災地 NGO 協働センター顧問）

能登半島地震からの復旧・復興半ばにして豪雨災害に見舞われたみなさま、心からお見舞い申し上げます。
多重被災の苦しみから、一日も早く、くらしとなりわいの再建がかないますことをお祈り申し上げます。

私たち18名は、令和6（2024）年4月4日、「被災者主体の復興の道をめざして」と題する緊急アピールを発表し、概略、以下の4項目の実現を求めました。

- ① 期限を区切ることなく、被災者がくらしとなりわいを取り戻すまで、支援を継続すること。
- ② 人間らしい暮らしに必要な支援については災害救助法の適用基準を抜本的に改め、罹災判定や前例にとられることなく万全の支援を行うこと。
- ③ 全ての被災者にアウトリーチして被災者の声に耳を傾け、寄り添いつつ、くらしの維持、再建にかかわる情報を届け、分散した被災者間のコミュニケーションを取り持つ伴走型システムの構築。
- ④ 被災された方々が、再び住み慣れた土地に戻って平穏な生活を取り戻すが何よりも重要であるとしても、戻るかどうかは被災者自身が選択すべきものであり、その選択にかかわらず万全の支援をおこなうこと。

私たちのアピールは、10日余りで200名近い賛同を得て、政府、石川県、国政政党にお送りしたところです。

しかし、私たちの願い、被災者のみなさんの復旧・復興への地道な取り組みにもかかわらず、復旧・復興は遅々として進まず、過酷な避難生活で関連死なされる方や後遺障害に苦しめられる方が増え続けてきたことは極めて遺憾です。9月に入っても、建設型応急住宅の完成戸数が計画の9割に達したものの、依然としておよそ2,800名が避難所等に滞在し、水道が復旧していない住戸も1,000戸を超える状況が続いていました。

そこに襲ったのが、記録的な豪雨災害でした。とりわけ深刻だったことは、他に利用可能な敷地がないという口実の元に、浸水想定エリア内に相当数の建設型応急住宅を建設したことにより、ようやくにして避難所生活を脱して生活再建への一歩を歩み始めたかに思われた多数の震災被災者が、床上浸水被害によって、避難所生活に逆戻りすることになったことです。自治体自ら作成した浸水想定エリア内に供給した仮設住宅入居によって被災したことは、行政の過誤と言うほかはなく、まさしく「復興災害」と言わざるをえません。震災後は気丈に災害に向き合っていた被災者からも、「心が折れた!」「どうすればいいのか?」と言う悲痛な叫びが寄せられています。

深刻なのは、浸水被害だけではありません。震災時には多数の土砂災害が発生しましたが、豪雨によってさらに崩落の拡大が発生し、土砂の流入で命を落とされた犠牲者も確認されています。土砂災害発生箇所が過去に地滑りを起こした痕跡である「地滑り地形」に集中したことは、様々な調査機関の報告によって明らかになっており、今回ほどの豪雨でなくとも被害の拡大が強く懸念されることです。

能登半島地震と豪雨災害による被害は、短期間に複合して発生した多重被災にほかなりません。しかし、政府や石川県の多重被災者支援は極めて不適切であるばかりか、新たな命の危険にさらすものと言わざるをえません。とりわけ、9月29日に県が浸水仮設住宅から避難した人々を対象に非公開で開催した説明会において、別地点に再整備は行わず、浸水対策を行うことなく修復・消毒後に再入居させると説明し、知事も記者会見でそれを確認したことは、多重被災者のみならず、1月1日の震災発生以来、復旧・復興に向けて懸命の努力を重ねてきた全ての被災者の希望を奪う暴挙と考えます。

私たちは、国、県に、能登半島地震からの復興を加速させるために万全の取り組みを行うことを、改めて、要望するとともに、地震、豪雨の多重被災者に人間らしい暮らしを保障することに的を絞って、以下の点を緊急に求めるものです。

(1) 浸水想定エリアや土砂災害危険区域以外の安全な場所に建設型応急住宅を整備して多重被災者の安全安心を保障するとともに、人間としての尊厳を維持して避難生活を送ることができるように万全な支援を約束してください。

浸水や土砂流入などによって避難を余儀なくされた被災者に、被災住宅に戻ることを強いることは、多重被災者が、PTSDをはじめ、抑うつ状況に陥る危険を増大させることは明らかです。清掃と消毒を徹底しても、カビや悪臭の発生を防ぐことは極めて困難です。国、自治体の対応が、心身の健康を悪化させ、万が一にも関連死の原因をもたらすようなことがあってはなりません。気象災害の激甚化と頻発を鑑みれば、浸水想定エリアや土砂災害危険区域での居住を強いることは無謀です。費用や日数を要したとしても、建設型応急住宅を安全な場所に再整備して、多重被災者の安全安心を保障することは、国、自治体、そして国民の責務であると考えます。

他方、震災に続き豪雨でも被災した多重被災者の避難所生活が長期化することは、被災者にとって耐え難

いことであることは間違いありません。しかし、希望のある避難所生活を送ることができるのなら、それは希望のない仮設住宅入居にまさると考えます。台湾花蓮地震における迅速な避難所開設と手厚い被災者支援とは対照的な、能登半島地震被災者支援の実態との対比が明らかにしたように、日本の避難所及び被災者支援の貧困さは国際的に見ても恥辱です。台湾の取り組みが示す通り、その抜本的改善は可能かつ喫緊の課題です。今回の多重被災の発生を契機に、人間としての尊厳を維持して避難生活を送ることができるように、被災者支援の抜本的改革に、国を挙げて取り組むことを求めたいと思います。

() 建設型仮設住宅の1Kの2人世帯が多いことから、部屋数の多い住宅への住み替えを提案するか、1Kをもう1室提供して、生存権水準を下回っている居住環境の改善のために柔軟な対応をしてください。

輪島市の仮設住宅を戸別訪問すると、1Kに2人が暮らしている世帯がかなり多いことに気づきます。1Kの20平方メートルに、2人が生活するにはあまりに狭く、被災者の心身の健康悪化が危惧されます。他方、仮設団地によっては未入居の住宅も散見されます。国が住生活基本法に基づいて住生活基本計画において定めている最低居住面積水準は、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準で、単身者で25平方メートル、2人以上の世帯で10平方メートル×世帯人数+10平方メートルとなっています。被災地の各自治体の建設型仮設住宅において、この基準を下回っている世帯に対して、部屋数の多い居室への住み替えを提案したり、現在の住居に加え別にもう1室を提供したりするなど、居住環境改善のための柔軟な対応をしてください。もう1室を提供する場合にはその部屋の水光熱費を免除するなどの配慮をお願いします。

() 建設型仮設では仮設の自治会づくりを支援するとともに集会所を常時開放し交流の場を積極的に提供し、みなし仮設では担当職員が訪問するだけでなく被災者と地域住民やボランティアがつながることができる仕組みをつくってください。

建設型仮設の入居から数ヶ月が経っていますが、いまなお集会所がほとんど利用されていない仮設団地が少なくありません。過去の災害の教訓は、仮設住宅のつながりが被災者の生活と健康を守る力になることです。具体的には、自治体行政が仮設団地の自治会づくりを支援するとともに、仮設団地の集会所を活用した交流づくりを住民とボランティア等が協力して行うことが重要です。仮設団地に集会所がない場合は、地域の公共施設の一室などを交流の場として位置づけ、活用できるようにサポートしてください。このようなコミュニティ形成の支援においてもボランティア団体に協力をぜひ求めてください。

また、みなし仮設（賃貸型仮設）は県域を超えて各地に広がっています。過去の災害では、みなし仮設の被災者の孤独・孤立が問題となりました。今回の災害でも、みなし仮設の入居者から不安の声を聞いています。居住地域において自治体や福祉施設等の職員が戸別訪問をしていますが、被災者は同じ被災者同士や地域住民、ボランティアとの交流も求めています。地域ごとにみなし仮設の入居者の交流拠点を設けるなどして、みなし仮設の被災者が孤立することなく生活再建に向かって歩めるような条件をつくってください。

(2) 石川県は被災者・被災地支援ボランティアを管理する姿勢を改め、ボランティアの自主性・主体性・共同性、そして学術的職能的専門性を尊重して、その創造的役割の発揮の支援に徹する受入体制を確立してください。

石川県は、震災発生時のボランティア排除の姿勢を改め、豪雨後のボランティア受入れに積極的姿勢に転じました。しかし、県知事はボランティアを大量に「投入する」必要を痛感すると述べるなど、行政の手足として活用するために管理したいという意図が垣間見えます。ボランティアは、その語源が意味する通り、

主体性を発揮して自主的に自ら定めたミッションを遂行してこそ、効果的にその役割を果たすことができます。したがって、県も被災自治体もボランティアを管理するのではなく、その活動を支援することに徹し、活動拠点や宿泊施設の整備・提供など、受入体制の確立に注力することを求めます。多重被災者に寄り添うボランティアの活動によって、被災者の生きる意欲と喜び、復興へ向けた希望が生まれることを期待します。

ボランティアが担う役割は、対人支援における労役提供にとどまりません。多分野にわたる学術的組織や職能集団による専門的な科学的技術的支援活動、それらの専門家集団が被災地・被災集落の特性に合わせた協働の力が発揮できる共同的支援活動も重要となっています。被災地域コミュニティや被災者と密着し、地域や集落の特性を生かし、持続性のある専門的な支援活動が展開できるように、窓口を狭めることなく柔軟で揺るぎのない受け入れ体制の確立を求めます。

問い合わせ先：アピール事務局 遠州尋美 mimi_enshu@mac.com